

あなたが守り育てている景観を きたかみの資産に認定します！

～令和7年度 きたかみ景観資産～
＜募集要項＞

募集期間

令和7年7月1日（火）▶ 令和7年8月29日（金）

北上市では、市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進しております。

そのひとつとして「きたかみ景観資産認定制度」を設け、地域の景観資源の価値を見直し、認め合うことで、景観をきっかけとしたまちづくり活動につなげ、貴重な資産として次世代へ残していくことを目指しています。

昨年度までに119か所にも及ぶ景観資産が認定されており、景観資産を通じてのまちづくり活動が活発に行われています。

地域の大切な景観資源と、それを守り・創り・育てる活動に対して認定および市民への周知を行うことで、地域住民や事業者の皆さんが主体となって取り組む景観形成活動を応援して行きます。

地域の大切な景観資源とそれを守り、創り、育てる活動

募集対象

景観資源とは… 建築物、工作物、樹木、川などの地域の景観を特徴づけているもの。

また、これらが一体となって魅力的な景観を作り出している区域も対象となります。

活動とは… **3人**以上で構成される団体が行う、上記の景観資源を維持・改善・継承するための活動をいいます。

応募方法について

※応募にあたっては、所有者の了解を得てください。

応募方法

下記の書類一式をそろえて、北上市都市計画課へ郵送又は持参ください。

※持参する場合の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分

- ・きたかみ景観資産認定申請書(様式第14号) ※市ホームページからダウンロードできます
- ・景観資源の位置、範囲を示す図面
- ・景観資源の現況写真
- ・所有者の同意書
- ・活動する団体の構成員名簿



提出先

北上市都市整備部都市計画課 都市計画係

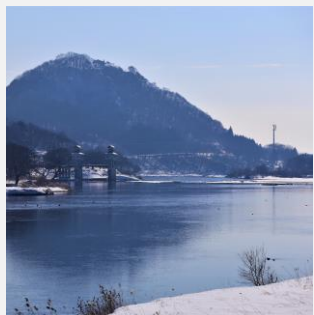
〒024-8502 北上市上江釣子17-201-2 (江釣子庁舎2階)

市ホームページはこちら

◆認定された景観資産の一例



認定No5
親水公園 お滝さん



認定No89
展勝地对岸(川岸)からの
頭首工と男山



認定No113
水神社と地蔵流れすず



認定No120
鳩岡崎親水公園(ピオトープ)



認定No121
出発進行！
未来へむかう展勝地SL

制度全体の流れ ※活動が継続されなくなった場合などは、認定が解除されることがあります。

応募 大切な景観とそれを守り、創り、育てる活動について、認定申請書等を提出します。

審査 景観審議会にて審査が行われます。

認定 認定通知書が発行され、認定プレートが贈呈されます。

活動 認定された景観を守り、創り、育てるための活動を開始、継続します。

支援 必要に応じてアドバイザーを派遣します。

P R 景観資産マップや景観フォーラム、市ホームページ等で情報発信します。

審査方法と審査項目

知識経験者などで構成される北上市景観審議会において、次の項目に基づき審査を行います。

1 景観としての価値があること

- ・誰でも見ることができるか。
 - ・誰もが心地良いと思う景観になるか。
- ※景観資源と一体となった民俗芸能、風習、香り、音、季節や時間帯による変化なども、景観の価値を高める要素として審査の際に考慮します。

2 地域の共感があること

- ・地権者、所有者の了解があるか。
- ・地域住民の共感を得られるか。

3 景観づくりにつながるアイデアがあること

- ・具体的な活動プランがあるか。
- ・実現性があるか。
- ・活動する仲間がいるか。

4 地域づくりにつながる可能性があること

- ・地域に活動の輪が広がる可能性があるか。
- ・継続した活動となる見込みがあるか。

審査項目

お問い合わせ



北上市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

〒024-8502 北上市上江釣子17-201-2北上市役所江釣子庁舎2階

電話:0197-72-8276(直通) FAX:0197-77-2992

E-mail:toshi@city.kitakami.iwate.jp